

## 平成30年度白鷹町ものづくり応援事業実施要領

### 1 趣旨

社会情勢の変化に対応した強い経済を構築するため、革新的なサービス開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を行う中小企業を支援します。

### 2 対象要件

町内に本社（本店）又は支社（支店）を有する企業が、山形県中小企業スーパーサポート補助金「一般型」・「小規模型」へ応募し、交付決定を受けていない事業であり、白鷹町商工会の審査を経て推薦を受けたものです。補助対象者の詳細については、山形県中小企業スーパーサポート補助金の公募要領に準じます。

ただし、上位補助金の採択が明らかになった場合は対象外となります。

また、本補助金への応募にあたっては、山形県中小企業スーパーサポート補助金応募時に選択した事業類型を変更できません。

### 3 補助対象事業

本事業では、革新的なサービスの開発・生産プロセスの改善を行い、生産性の向上、付加価値額・経常利益を向上・増大させる計画にかかる設備投資を伴う事業になります。

#### 【革新的サービス】

革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

#### 【ものづくり技術】

革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画（3～5年計画で「付加価値額」及び「経常利益」の増大を達成する計画）であること。

区 分	該当する経費
一 般 型	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費
小 規 模 型	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費
小規模型（試作開発）	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、クラウド利用費

### 4 補助率及び補助上限額

補 助 率：1/2以内

補助上限額：100万円以内

※対象経費には消費税は含みません。

※補助金の額は百円未満切捨てとなります。

## 5 補助対象経費

### 【共通経費】

経費区分	説明
機械装置費	機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェア（クラウド利用費を除く））の購入、製作、借用、改良、据付け又は修繕に要する経費 注1 借用とはリースやレンタルのことをいい、補助事業期間中の経費が対象となります。 注2 修繕とは原状回復の行為になります。
技術導入費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	補助事業遂行のために必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配、郵送料等の支払いに要する経費

### 【小規模型（試作開発）】

経費区分	説明
原材料費	試作品開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費 注1 販売を目的とした材料の購入を除きます。
外注加工費	試作品の開発に必要な原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注・依頼等（外注加工先の機器を使って自ら行う場合を含む）を行う場合に外注加工先への支払いに要する経費
委託費	外部の機関に試作品等の開発の一部を委託する場合の経費
知的財産等 関連経費	試作品等の開発、役務の開発・提供方法等と密接に関係し、試作品等の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産等の取得に要する弁理士の手続き代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費
クラウド利用費	クラウドコンピューティングの利用に関する経費

## 6 申請期限及び提出先

平成30年 月 日（ ）必着

白鷹町役場商工観光課商工振興係

## 7 その他

申請は白鷹町商工会の審査を経て推薦を受ける必要があります。詳しくは白鷹町商工会にお問い合わせください。